

新旧対照表（有料）	
現行	改正後（案）
<p>1～6（略）</p> <p>7 建物の規模及び構造設備に関する例外</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホームの居室、一時介護室又は廊下について、建物の構造上6(9)ア及び6(9) <u>チ</u>(ア)に定める基準を満たすことが困難である場合は、以下の措置を講じること。 ア～イ（略） ウ 廊下が6(9) <u>チ</u>(ア)①の有効幅員を確保できない場合は、待避スペースや転回スペースを設ける、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助するなど、6(9) <u>チ</u>(ア)の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。 エ（略）</p> <p>(3) 高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホーム 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行（平成23年10月20日）の際、現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、6(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)のア、イ、エ、オ、キ、<u>チ</u>(ア)、7(1)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けること。</p> <p>8（略）</p> <p>9 施設の管理・運営</p>	<p>1～6（略）</p> <p>7 建物の規模及び構造設備に関する例外</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホームの居室、一時介護室又は廊下について、建物の構造上6(9)ア及び6(9) <u>セ</u>(ア)に定める基準を満たすことが困難である場合は、以下の措置を講じること。 ア～イ（略） ウ 廊下が6(9) <u>セ</u>(ア)①の有効幅員を確保できない場合は、待避スペースや転回スペースを設ける、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助するなど、6(9) <u>セ</u>(ア)の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められる代替措置を講じること。 エ（略）</p> <p>(3) 高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホーム 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行（平成23年10月20日）の際、現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、6(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)のア、イ、エ、オ、キ、<u>セ</u>(ア)、7(1)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けること。</p> <p>8（略）</p> <p>9 施設の管理・運営</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 名簿の整備 緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>12 利用料等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前払い方式による利用料等の支払 終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合（前払い方式）にあつては、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 設置者は、老人福祉法第 29 条第 7 項に規定する前払金の返還債務を負うこととなる場合に備えて「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成 18 年厚生労働省告示第 266 号）に規定する保全措置を講じること。<u>なお、平成 18 年 3 月 31 日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務付けはないが、入居者の利益を保護する観点から、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。</u></p> <p>コ～サ (略)</p> <p>13・14 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 名簿の整備 緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>12 利用料等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前払い方式による利用料等の支払 終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合（前払い方式）にあつては、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 設置者は、老人福祉法第 29 条第 7 項に規定する前払金の返還債務を負うこととなる場合に備えて「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成 18 年厚生労働省告示第 266 号）に規定する保全措置を講じること。</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この指導指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
--	---